

墨田区監査委員公告第6号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第9項の規定に基づき、令和5年度定期監査（第2回）、行政監査及び随時監査の結果を別紙のとおり公表する。

令和6年3月21日

墨田区監査委員	浜	田	将	彰	
同	大	清	水	善	信
同	小	暮	和	敏	
同	加	納	進		

令和5年度定期監査（第2回）、行政監査及び随時監査結果報告書

第1 定期監査（第2回）及び行政監査

1 根拠法令等

地方自治法第199条第1項、第2項及び第4項並びに墨田区監査基準

2 監査対象

前回監査日以降に処理した事務事業で、主に令和5年度の執行に係るもの

3 監査実施部局

別表のとおり

4 監査実施期間

令和5年10月3日（火）から令和6年2月13日（火）まで

ただし、3の別表に記載した5事業所に対する行政監査については、令和5年5月9日（火）から同月31日（水）までの事業所を対象とした定期監査（第1回）と併せて実施した。

5 定期監査の観点及び方法

（1）監査方針

ア 事務事業は、法令等に基づき適正に執行されているか。

イ 事務事業は、能率的かつ経済的に処理されているか。

ウ 予算の執行及び管理は、適正に行われているか。

エ 金銭及び物品の出納保管は、適正に行われているか。

オ 財産の管理は、適正に行われているか。

カ 事務事業は、所期の目的に照らし効果的に運営されているか。

（2）監査項目

ア 予算執行に関する事務

イ 給与・サービスに関する事務

ウ 物品管理に関する事務

エ 扶助費に関する事務

オ 補助金に関する事務

カ その他

（3）監査の方法

各課から提出された資料等を基に、管理職に対する質疑を行うとともに、関係書類について実査を行った。

6 行政監査の観点及び方法

(1) 監査の観点

墨田区では、長年にわたる大学誘致が実を結び、令和2年4月に情報経営イノベーション専門職大学が開学し、翌3年4月には千葉大学墨田サテライトキャンパスが開設した。本区積年の悲願であった大学のあるまちとなった今日、両大学と様々な分野で連携し、大学の持つ資源を最大限活かしたまちづくりが進むことが期待される。そこで、両大学の誘致の結果、どのような成果が得られているのか等について検証するため、令和5年度の行政監査のテーマを「大学との連携の取組」とした。

(2) 監査の方法

両大学との連携について、どのような事業が実施され、その成果をどう評価しているのか、さらに、今後の連携の予定と期待できる効果や課題について、各課・事業所から調書を徴し、定期監査（第1回）及び定期監査（第2回）と併せて質疑を行い、その内容を確認した。

7 監査委員の関与

監査委員 浜田将彰及び監査委員 大清水善信は、4の期間に実施した全ての監査に関与した。

なお、前監査委員 井尾仁志は令和5年12月11日まで実施した監査に、監査委員 加納進は同年5月29日以降実施した監査に、監査委員 小暮和敏は同年12月12日以降実施した監査に関与した。

8 監査結果

(1) 定期監査

ア 指摘事項

(ア) 事務事業を行うに当たり、事案の決定手続が確認できないものや事案の決定手続に誤りがあるものがあった。

a 事案の決定手続が確認できないもの

(a) 事業の実施、委託、委託契約の変更等に係る起案文書がないものがあった。(ICT推進担当、総務課、職員課、保健計画課、安全支援課、まちづくり調整課、環境保全課、学務課、指導室)

(b) 起案文書に事案の決定権者の押印がないまま、事務事業が行われているものがあった。(高齢者福祉課)

b 事案の決定手続に誤りがあるもの

(a) 附属機関の構成員の報酬を支払うに当たり、条例で定める上限額の範囲で任命権者が定める額を支給するとしているところ、これを定めずに支払われているものがあった。(契約課)

- (b) 補助金交付要綱において、補助金の額を予算の範囲内で区長が別に定める額とするとしているところ、これを定めずに交付しているものがあった。(土木管理課)
 - (c) 補助金や助成金の交付申請書に添付が必要な書類の一部の添付がないにもかかわらず、補助金等を交付しているものがあった。(地域活動推進課、不燃・耐震促進課)
 - (d) 墨田区事案決定規程に定める区長が決定を行うものを、課長による専決としているものがあった。(総務課)
 - (e) 墨田区事案決定規程に定める区長が決定を行うものを、部長による専決としているものがあった。(産業振興課、観光課、保健計画課)
 - (f) 墨田区事案決定規程に定める副区長が専決を行うものを、部長による専決としているものがあった。(税務課、保健計画課、安全支援課)
 - (g) 墨田区事案決定規程に定める部長が専決を行うものを、課長による専決としているものがあった。(ICT推進担当、総務課、職員課、窓口課、文化芸術振興課、経営支援課、保健計画課、保健予防課、子育て支援課、防災課、庶務課、地域教育支援課)
- (イ) 特殊勤務手当で、支給対象業務に従事していない日に支給されているものや支給対象業務とは異なる種類の手当を誤って支給されているものがあった。(生活福祉課、高齢者福祉課)

イ 指導・注意事項

以下の事務については、指摘事項とするまでには至らなかったものの、監査現場で指導・注意を行い、事実確認及び処理結果の報告により訂正等を確認している。

- (ア) 休暇に関するもの
- a 子の看護のための休暇で、取得可能日数を超えて承認されているものがあった。(1課)
 - b 慶弔休暇、不妊治療のための休暇、子の看護のための休暇及び短期の介護休暇で、庶務システムの事由欄等に所定の項目の入力がないものがあった。(19課)
- (イ) 職務専念義務免除に関するもの
- a 健康管理支援職免で、参加が確認できる書面(写し)が所属で保管されていないものがあった。(6課)
 - b 健康管理支援職免で、庶務システムの事由欄に所定の項目の入力がないものがあった。(5課)

(ウ) 旅行命令に関するもの

- a 出張の後に帰庁せず、休暇を取得しているにもかかわらず、復路の旅費が支給されているものがあつた。(10課)
- b 片道運賃で算出する区間であるにもかかわらず、システム入力 of 誤りにより、往復の旅費が支給されているものがあつた。(10課)
- c 旅行経路の一部に通勤手当等の支給区間があるにもかかわらず、システム入力 of 誤りにより、当該区間を含めた運賃が算出され、旅費が支給されているものがあつた。(24課)
- d 複数路線を乗り継いだ区間であるにもかかわらず、システム入力 of 誤りにより、路線別に初乗りの運賃が算出され、旅費が支給されているものがあつた。(7課)

(エ) 歳入・歳出における執行手続に関するもの

- a 金銭出納員の収納金で、調定の額に誤りのあるものがあつた。(1課)
- b 金銭出納員の収納金で、即日(即日払い込むことができない場合には、金融機関の翌営業日)、指定金融機関、収納代理金融機関に払い込まれていないものがあつた。(3課)
- c 収入事務の委託で、会計管理者と協議を行わずに私人に委託されているものがあつた。(1課)
- d 資金前渡受者の現金出納で帳簿を備えていないものがあつた。(2課)
- e 現金出納簿や郵券受払簿で、日付や支出科目、枚数、月計及び累計の記帳漏れや記帳誤り、訂正印のないもの、手書きで作成されていないものがあつた。(25課)

(オ) 契約、契約履行に関するもの

- a 委託契約で、仕様書に定めのある年間事業計画書、実施報告書の一部が提出されていないものがあつた。(2課)
- b 委託契約で、仕様書に定めのある実施状況報告書が期限を過ぎて提出されているものがあつた。(1課)
- c 契約履行届で、宛先や履行年月日等の記載漏れや記載誤りのあるものがあつた。(13課)
- d 検収調書で、宛先や日付等の記載漏れや記載誤りのあるものがあつた。(5課)
- e 完了届で、宛先や完了日の記載漏れのあるものがあつた。(3課)

(カ) 補助金等に関するもの

- a 実績報告書や事業終了報告書が要綱に定められた期限を過ぎて提出されているものがあつた。(2課)

(2) 行政監査

監査を実施した62か所(57課・5事業所)のうち、約半数の32か所(29課・3事業所)において、両大学との連携の取組が行われていた。

連携している主な事業は、大学のあるまちづくり未来ビジョン策定、ICTを活用した住民参加型公園管理、新型コロナウイルスワクチン接種、すみだ未来都市共創会議、シティプロモーション、生成AI利活用、公共施設マネジメント、庁舎リニューアル、タウンミーティング、すみだまつり・こどもまつり、ブラインドサッカー体験会、創業機運醸成、空き工場の産業拠点化、ものづくり産業の循環型素材活用、区内中小製造業のAI活用、向島歴史案内板リニューアル、高齢者スマートフォン講習会、フレイル予防、区民の健康度評価、新保健施設等複合施設の健康サイン作成、認知行動カウンセリング、若年層の定住促進、防災訓練コンテンツ開発、空き家の利活用、あずま百樹園再整備、区立公園の利用案内看板設置、まちづくりワークショップ、屋上緑化、ごみ集積所看板リニューアル、旧あわの自然学園の記録、児童・生徒のリテラシー育成、わんぱく天国の充実、文化財の現状記録、郷土文化資料館のロゴマーク作成、図書館利用などである。多岐にわたる分野において、共同実施、調査研究委託、業務委託などの形態により、様々な連携が行われていた。

これらの連携により得られた成果であるが、大学ならではの親近感・共感性のある情報発信やアイデア提案、学生の目線による区民の生活実態の把握や区民意見の聴取・分析、大学の専門的な知見や技術を活かした学術指導など、大学の特性を活かした事業効果が生まれていた。また、新型コロナウイルスワクチンの接種会場等としてのキャンパス使用、感染症情報の解析、各種冊子のデザイン作成、区の魅力発信など、区民生活に直接影響する成果もあった。加えて、学生が区内イベントの企画・運営に参画することにより、若年層の参加者や全体の参加者が増加し議論の活性化につながっていること、地域や事業者と学生との交流や多世代間の交流が新たに始まっていることも確認できた。

今後期待できる効果等としては、大学の知見や識見を活かしたデータの収集・蓄積・分析、新しい感覚に基づくアイデアの提案などが挙げられ、具体的には、DXの推進、ICTの活用、デザインの刷新、地域との交流、児童・生徒への学習支援などである。

令和5年度は、情報経営イノベーション専門職大学の開学から4年目、千葉大学墨田サテライトキャンパスの開設から3年目に当たるが、この間の実績としては、総じて一定の成果が得られているものと判断する。

9 監査委員意見

地方自治法第199条第10項の規定に基づき、次のとおり監査委員意見を述べる。

(1) 事務の適正な執行について

まず、事務事業の決定手続の漏れが多く、多くの課で見受けられたが、事務事業の執行に当たり、起案文書を作成し、決定権限を有する者の決定を受けることは、公務の基本である。今後とも、職員一人一人が仕事の手順や根拠の確認を徹底するよう努められたい。

また、事務事業の決定手続の誤りも散見されている。特に、補助金や助成金の申請の際に、要綱等により必要とされている書類の一部が欠けた状態で申請書を受取り、補助金等を交付していたものがあつた。これは、当該書類の追加提出を前提に事務を進めていく中で、その提出がないまま支出してしまったものである。申請者の事情を考慮したものと考えられるが、公金の支出手続は、各種規程に則り厳格に行わなければならない。このような誤りが生じないように、職場内での十分なチェック体制を整備することを望む。

さらに、特殊勤務手当の不適正な支給事例も確認された。原因は、申請時のシステムへの入力ミスや職員の勘違いと思われる。適正な申請・支給に向けて職員一人一人の意識は高まってきていると考えるが、承認者のチェックをはじめ区全体としてのたゆまぬ取組を継続してもらいたい。

過去の定期監査の結果に対する区長等が講じた措置内容については、監査委員に通知され、公表もしている。その中では、再発を防止するための様々な工夫が凝らされており、監査を通じてその効果がある程度発揮されてきているとは感じている。今後も、当該措置内容を全庁で共有し、ミスを未然に防ぐための仕組みを整備するなど、さらに実効性の高い内部統制体制を構築することを希望する。

(2) 大学との連携の取組について

墨田区と両大学は、三者による包括連携協定を令和3年3月25日に締結し、教育・研究に関する人的資源の交流及び知的・物的資源の相互活用、地域産業の活性化や学習支援等の事業の推進などについて、連携し協力することとしている。

今回の監査の結果、この協定に沿って、多種多様な事業において両大学の有する専門的なスキルを活かした連携・協力が行われていることを確認した。こうした取組により、墨田区ならではのまちづくりが進みつつあると認識する。特に、学生が本区を単にキャンパスが存在する場所というだけの認識にとどまらず、区や地域の各種事業に企画の段階から参加し、運営に貢献していることは、新たな息吹を実感させる動きであり、区民活動の活性化に資するとともに、学生自身の成長にもつながると考える。そのような学生が、区に愛着や親しみを持ち続け、大学卒業後も引き続き区政の伸展に寄与することを望むものである。

こうした教員や学生の既成概念にとらわれない柔軟な発想と斬新な知見を

区政に積極的に注入することによって、区民の潜在的ニーズを掘り起こすことができるとともに、区と両大学の三者の持てる力を相乗的に発揮することにより地域の様々な課題解決にもつながるものと考えます。また、現在、大学と具体的な取組をしていない部局においても、機会をとらえて何らかの連携をしたい意向があることも確認された。今後、大学との連携の取組が全庁的に広がることを期待する。

これからも、大学のあるまちづくりを推進するために設立した公民学連携組織「アーバンデザインセンターすみだ（UDCすみだ）」、地域と大学の交流広場として整備した「キャンパスコモン」の活用をはじめ、大学の人的・知的・物的資源を融合し、区の施策と密接に結びつけることにより、効果的な施策が展開され、大学のあるまちとして発展することを願うものである。

(別表)

監査実施部局	
企画経営室	行政経営担当
	政策担当
	財政担当
	秘書担当
	広報広聴担当
	I C T 推進担当
ファシリティマネジメント担当	財産管理課
	公共施設マネジメント推進課
総務部	総務課
	法務課
	職員課
	契約課
	人権同和・男女共同参画課
区民部	窓口課
	国保年金課
	税務課
地域力支援部	地域活動推進課
	文化芸術振興課
	スポーツ振興課
産業観光部	経営支援課
	産業振興課
	観光課
福祉保健部	厚生課
	生活福祉課
	障害者福祉課
	介護保険課
	高齢者福祉課
保健衛生担当	保健計画課
	生活衛生課
	保健予防課
	向島保健センター ※
	本所保健センター ※
	新保健施設等開設準備室

監査実施部局	
子ども・子育て支援部	子育て支援課
	子育て政策課
	子ども施設課
	子育て支援総合センター※
都市計画部	都市計画課
	住宅課
	建築指導課
	不燃・耐震促進課
危機管理担当	防災課
	安全支援課
都市整備部	都市整備課
	土木管理課
	道路公園課
立体化・まちづくり推進担当	立体化推進課
	拠点整備課
	まちづくり調整課
資源環境部	環境保全課
	すみだ清掃事務所 ※
会計管理室	会計管理担当
教育委員会事務局	庶務課
	学務課
	指導室
	すみだ教育研究所
	地域教育支援課
	ひきふね図書館 ※
監査委員事務局	
選挙管理委員会事務局	
区議会事務局	

※ 令和5年度定期監査（第1回）と併せて「行政監査」を実施した事業所

第2 随時監査（その1）

1 根拠法令等

地方自治法第199条第5項及び墨田区監査基準

2 工事監査

(1) 工事件名

南辻橋下部工事

(2) 工事概要

本工事は、墨田区橋梁長寿命化修繕計画において、老朽化が著しく架替えの対象となっている南辻橋を架け替え、歩行者及び車両の安全な通行を確保するとともに、防災性の向上を図るものである。

工 事 件 名	南辻橋下部工事
工 事 場 所	墨田区立川四丁目14番から江東橋五丁目11番まで
工 期	令和4年10月3日から令和6年3月29日まで
工 事 内 容	【橋梁概要】 幅 員：総幅員14.8m 橋梁形式：単純合成床版橋 橋台形式：鋼管矢板形式 【施工内容】 橋梁下部基礎工 28本 橋梁下部橋台工 2基 護岸基礎工 16本 護岸工 22.5m 護岸河床地盤改良工 一式 仮設工 一式 土工 一式
契 約 金 額	6億1,741万1,300円
工 事 所 管 課	都市整備部道路公園課

(令和6年1月29日現在)

3 監査実施期間

令和5年12月13日（水）から令和6年1月29日（月）まで

4 監査方針

工事の合規性、正確性、経済性、効率性、有効性及び安全性について、財務及

び技術の両面から監査を実施した。

5 事前調査

(1) 工事技術調査

本工事については、大規模な橋梁工事であることから、より専門的で技術的な工事監査を目指すため、「公益社団法人大阪技術振興協会」に工事技術調査を委託し、設計（設計・積算・仕様書）、施工管理（監督・現場管理）及び施工が適正に行われているか等について、調査結果の報告を求めることとした。

(2) 調査結果

当該団体から派遣された技術士が令和5年12月13日（水）に実地調査を行った結果、令和6年1月12日（金）に工事技術調査結果報告書が提出され、特に指摘事項はなかった。

6 監査結果

工事所管課から提出された資料及び工事技術調査結果報告書を基に、令和6年1月29日（月）に実地監査を行った結果、工事は適正に行われており、特に指摘する事項はない。

7 監査委員意見

監査結果を行政施策に反映させるため、地方自治法第199条第10項の規定に基づき、次のとおり監査委員意見を述べる。

本工事は、墨田区橋梁長寿命化修繕計画に基づく南辻橋の架替えに伴って行われているものであり、工事全般にわたり周辺環境への配慮が行われるなど、適正に施工されていることが確認された。

これまで事故は発生していないが、本工事は間もなく終了するものの、現在並行して行われている上部工事は令和6年10月末までの工期であり、仮設人道橋撤去や道路工事も別途行われるため、南辻橋の架替えが完了するまで、引き続き安全管理を徹底し適正な施工に努められたい。

なお、架替えが完了し供用を開始した後も、定期的な点検を実施するなど歩行者及び車両の安全な通行の確保に万全を期するとともに、計画的な維持管理に努め長寿命化を図られたい。

第3 随時監査（その2）

1 根拠法令等

地方自治法第199条第5項及び墨田区監査基準

2 工事監査

（1）工事件名

（仮称）新保健施設等複合施設新築工事

（2）工事概要

本工事は、墨田区新保健センター等複合施設整備基本計画に基づき、「つなぐ・つながる」をコンセプトとする総合的な保健施設について、保健所・子育て・教育の関連部署を集約する複合施設として整備し、課題の多様化、施設の老朽化等への対応を図るものである。

工 事 件 名	（仮称）新保健施設等複合施設新築工事
工 事 場 所	墨田区横川五丁目7番2号
工 期	令和3年12月14日から令和6年6月28日まで
工 事 内 容	【建物概要】 構 造：鉄骨造、地上4階 敷地面積：5,335.71㎡ 延べ面積：9,639.75㎡（本体建築物のみ）
契 約 金 額	50億3,844万円
工 事 委 任 課	福祉保健部保健衛生担当新保健施設等開設準備室
工 事 受 任 課	企画経営室ファシリティマネジメント担当公共施設マネジメント推進課

（令和6年2月21日現在）

3 監査実施期間

令和6年1月15日（月）から同年2月21日（水）まで

4 監査方針

工事の合規性、正確性、経済性、効率性、有効性及び安全性について、財務及び技術の両面から監査を実施した。

5 事前調査

（1）工事技術調査

本工事については、大規模な建築工事であることから、より専門的で技術的

な工事監査を目指すため、「公益社団法人大阪技術振興協会」に工事技術調査を委託し、設計（設計・積算・仕様書）、施工管理（監督・現場管理）及び施工が適正に行われているか等について、調査結果の報告を求めることとした。

（2）調査結果

当該団体から派遣された技術士が令和6年1月15日（月）に実地調査を行った結果、同年2月2日（金）に工事技術調査結果報告書が提出され、特に指摘事項はなかった。

6 監査結果

工事所管課から提出された資料及び工事技術調査結果報告書を基に、令和6年2月21日（水）に実地監査を行った結果、工事は適正に行われており、特に指摘する事項はない。

7 監査委員意見

監査結果を行政施策に反映させるため、地方自治法第199条第10項の規定に基づき、次のとおり監査委員意見を述べる。

本工事は、墨田区新保健センター等複合施設整備基本計画に基づき、保健所・子育て・教育の関連部署を集約する複合施設として整備するものであり、計画から設計・施工に至るまで適切に進行していることが確認された。

これまで事故は発生していないが、躯体工事が終了するなど工程は大詰めを迎えているものの、竣工まで3か月程度残しているため、施工管理、安全管理、品質管理等への引き続きの配慮が必要である。工事技術調査結果報告書において具体的な留意事項が記載されているので、工事請負業者ともその内容を共有し、適切に実行されたい。

なお、竣工・開館後は、より幅広く区民の健康を推進するための施設として長期間にわたって使用されるよう、中長期的な修繕計画の下、計画的な維持管理に努めるとともに、保健所・子育て・教育の機能を集約・複合化した効果を最大限発揮して、区民サービスの充実を図られたい。

加えて、本工事では、設計と施工を一括発注するデザイン・ビルド方式を初めて採用するとともに、設計・施工等の各段階において技術的な中立性を保ちつつ発注者の側に立った工程管理、品質管理、コスト管理等の各種マネジメント業務を行うコンストラクション・マネジメント方式を導入した。今後、これらの手法の効果を十分に検証し、公共施設の効果的・効率的な整備・活用に取り組みられるよう期待する。